

# ネオリバー 泥パック B



## 建築塗膜・塗材用（高粘度タイプ）剥離剤（非塩素系）

ネオリバー泥パックBはジクロロメタンを含まない、環境にやさしい塗膜剥離剤です。従来タイプの剥離剤と比較し速効性はありませんが、高粘度で厚塗りが可能であり垂直面に塗付しても垂れ流れが少ないです。また、蒸発も緩やかで剥離力が長時間持続する事から、優れた剥離力を発揮します。一般建築塗膜、塗材を始め、特にリシン、タイル等の複層塗膜に対して効力があります。

性状	1. 外観	褐色ペースト状
	2. 臭気	石油系溶剤臭
	3. pH	中性
	4. 比重	1.1 (20℃・代表値)
	5. 燃焼性	可燃性※ (2面に注あり)
	6. 金属腐食性	鉄を始め、通常使用の金属に影響ほとんど無し

剥離性能	有効塗膜	油性等一般塗料、リシン、タイル
	標準使用量	1Kg/m <sup>2</sup>
	参考剥離時間	4~8時間 20℃

- ※ 塗膜厚みは標準1回塗りの厚みとする
- ※ 多層塗膜の場合は16時間~40時間(1kg以上/m<sup>2</sup>)
- ※ 気温が10℃以下の場合、更に時間がかかります

- 使用方法
1. 使用前に均一になるように攪拌してください。
  2. 被剥離物に刷毛（糊刷毛が適当）、ローラー、リシガン等で塗付し、軟化・膨潤するまで（最低4時間）放置してください。（標準は12時間以上24時間位）
  3. 軟化・膨潤した塗膜をスクレパー・ケレン棒等を用いて塗膜面をこすり、浮き上がった塗膜をかき落してください。軟化塗膜と剥離剤は回収してください。
  4. 1回の剥離作業で完全に剥離してない場合には、残存塗膜に剥離剤を再塗布し、3.の作業を行ってください。
  5. 最後に十分な水洗いをして、素地表面の塗膜と剥離剤残渣を完全に取り除いてください。
  6. 塗装される場合は、その塗料の決められた塗装前素地調整工程を確実に実行願います。

荷 姿 16Kg 18L 広口石油缶



## 三彩化工株式会社

<http://www.sansai.com>

ISO 9001・14001 認証取得

本 社 ・ 工 場

本社・工場 〒531-0076 大阪府大阪市北区大淀中 3-5-30

大阪(営) TEL 06-6451-7851(代) FAX 06-6451-1187

東京(営) 〒273-0002 千葉県船橋市東船橋 1-29-15

東船橋ウエルズ 21 B号室

TEL 047-455-3711(代) FAX 047-455-3722

名古屋(営) 〒454-0013 愛知県名古屋市中川区八熊 1-3-10

TEL 052-321-2051(代) FAX 052-322-3790

広島(駐) TEL 090-3357-9824

# ネオリバー 泥パック B

## 使用上の注意

1. 冷暗所に保管して下さい。使用後は密栓して下さい。
2. 取扱作業時には保護眼鏡、ゴム手袋<sup>注</sup>、ゴム製エプロン等の保護具を着用して下さい。使用・取扱場所は風通し良い所か、必要な換気装置を設置して下さい。
3. ポリエチレン、ポリプロピレン以外のほとんどのプラスチック、ゴム類を侵す傾向があります。被剥離物の素材を確認して下さい。又剥離作業個所周辺の構築物等も確認して下さい。
4. 剥離作業に使用した器具類（刷毛・ローラー・ケレン棒・スクレーパー等）は乾かないうちに、水洗いか、シンナーで洗浄して下さい。放置しますと固くなって再使用が困難になります。
5. 回収された剥離塗膜と剥離剤は、産業廃棄物処理業者にて廃棄処分願います。
6. 消防法上の危険物に該当しませんが、主成分は可燃性物質ですので火気との接触は絶対に避けてください。
7. 水洗水は水質汚濁防止法の一般基準に抵触する場合があります。
8. 剥離剤の臭気が屋内に入り込まないように養生して下さい。

注：  
・ブチルゴム系手袋を推奨します。通常のゴム手袋をご使用の場合は、シルバーシールド（テフロン系の保護手袋）等を二重に装着し、溶剤蒸気に触れないようにします。  
・ゴム手袋に剥離剤が付着した場合は、そのまま放置しないで、すぐに水で洗い流して下さい。そのまま放置すると、ゴムに剥離剤が浸透し、ゴム手袋が破れたり、皮膚に付着して手荒れ等の原因になります。  
・軍手の使用は避けてください。浸透した剥離剤もしくは、剥離剤の蒸気が内側で溜まり、手荒れ等の原因になります。

## 緊急時の措置

かかった場合： 上水道等清浄な水で15分以上洗ってください。その後医師の手当を受ける。  
吸い込んだ場合： 新鮮な空気の場所に搬送する。暖かくし安静にさせて医師の手当を受ける。

## 関係法令

消防法	： 非危険物 ※指定可燃物 可燃性固体類
労働安全衛生法	： 該当 (SDSにて確認ください)
有機溶剤中毒予防規則	： 第3種有機溶剤含有物 ソルベントナフ
毒物及び劇物取締法	： 非該当
化学物質管理促進法	： 該当 (SDSにて確認ください)

※ペースト性状の可燃物は消防法危険物第二類（可燃性固体）への該当が一般的ですが、ネオリバー泥パックBの場合は、危険物第二類の危険物判定試験において着火、引火性の指定範囲外のため危険物に該当致しません。

その他の適用法令及び詳細な注意事項につきましては SDS をご参照ください